

川の駅・亀岡水辺公園

指定管理者募集要項

亀岡市産業観光部商工観光課

令和7年7月

川の駅・亀岡水辺公園指定管理者募集要項

川の駅・亀岡水辺公園（以下「川の駅」という。）については、川の駅・亀岡水辺公園設置条例及び亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定に基づき、以下のとおり川の駅の管理を行う指定管理者を募集します。

1 【施設の概要】

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名 称 | 川の駅・亀岡水辺公園 |
| (2) 所 在 地 | 亀岡市千代川町今津大縄場 26 番地の 3 地先 |
| (3) 施設概要 | 敷地面積 9237.72 m ²
○桂川舟運歴史体験・展示施設
○付属施設 倉庫
○付属施設 東屋 1 棟
○船着場（親水護岸）
○洗い場
○駐車場
○河川広場（堤防敷・河川敷）
○河川通路
○階段護岸、坂路等 |
| (4) 建物概要 | 桂川舟運歴史体験・展示施設 木造平家建て 1 棟及び付属建築物
建築面積 327.03 m ² 、延床面積 229.18 m ²
・展示室 59.63 m ²
・事務室 13.25 m ²
・会議室 13.25 m ²
・ホール 13.25 m ²
・ピロティー 76.00 m ²
・男女更衣室 各 18.22 m ²
・多目的シャワー室 3.32 m ²
・男女トイレ 各 16.57 m ²
・多目的トイレ 6.63 m ²
付属建築物
・備品倉庫（展示施設屋外通路部） 37.17 m ² |

・東屋 木造平屋建て 1 棟 15 m²

2 【申請することができる団体の資格】

次の要件を満たす法人又は団体であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 亀岡市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 法人税、法人住民税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- ⑤ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと。
- ⑥ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条（同法第 166 条の 2 項において準用する場合を含む）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなるものを構成員とするものでないこと。
- ⑦ 代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- ⑧ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低 1 団体は地元団体とすること。
- ⑨ 消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体、又は指定管理業務開始までに登録を受ける団体等であること。

3 【申請することができる団体の条件】

次の条件を満たす法人又は団体であること。

河川アクティビティ等、川での活動実績を有し、川に係る幅広い見識、危機管理判断のノウハウを有すること。

4 【提出期間及び提出先】

（1）提出期間 令和 7 年 7 月 4 日（金）～令和 7 年 8 月 5 日（火）の（休日

を除く) 午前 9 時から午後 5 時まで。

※紙媒体及び電子データ(ワード・エクセル形式)で提出。

※持参又は郵送【令和 7 年 8 月 5 日(火) 必着】

※FAXでの提出は認めません。

- (2) 提出先 亀岡市産業観光部商工観光課観光振興係
〒621-8501 亀岡市安町野々神 8 番地
電話 0771-25-5034
電子メール syoukou-kankou@city.kameoka.lg.jp

5【選定の基準】

次に掲げる事項を総合的に審査のうえ指定管理者として選定します。なお、指定管理者は、亀岡市議会の議決を経て決定(指定)されます。

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、川の駅の管理を効果的かつ効率的に行うことができ、管理に係る経費の縮減が図れるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力及び経理的基礎を有しているものであること。
- (4) 事業計画書の内容が、指定管理の基準に留まらず充実していること及び施設活性化を目的とした魅力的・戦略的な自主事業を提案していること。
- (5) 市民の声が反映された管理が行われること。

6【指定管理者が行う管理の基準】

- (1) 川の駅使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、これを変更することができる。
- (2) 川の駅の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、随時に休業することができる。
 - ① 3 月 1 日から 11 月 30 日までの期間を除く火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるときはその翌日)
 - ② 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日とする。
- (3) 指定管理者は、川の駅及びその付帯施設を使用する者に、あらかじめ許可を受けさせなければならない。許可を与えた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。

- (4) 指定管理者は、前項の使用許可をする場合において、川の駅管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。
- (5) 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないことができる。
 - ①公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - ②施設又は付帯設備等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - ③管理上支障があると認められるとき。
 - ④その他指定管理者が使用を不適當と認めるとき。
- (6) 次の各号の一に該当するときは、指定管理者は使用の許可を取り消し、又は制限し、若しくは使用を停止することができる。
 - ①使用の目的を変更したとき。
 - ②この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。
 - ③偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
 - ④災害その他不可抗力の事由によって川の駅の使用ができなくなったとき。
 - ⑤その他公用又は管理上の都合により、指定管理者が特に必要と認めるとき。
- (7) 指定管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、使用を拒否し、又は施設からの退去を命ずることができる。
 - ①他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
 - ②公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められる者
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - ④その他川の駅の管理上支障があると認められる者

7 【指定管理者が行う具体的な業務の範囲】

指定管理者は、次の業務を行うこととし、詳細は別に定める「川の駅・亀岡水辺公園指定管理業務仕様書」に従い実施することとします。

- (1) 川の駅施設管理に関する業務
 - ①施設管理及び保守点検業務
 - ②清掃・除草等施設維持管理業務
 - ③警備・防災業務
 - ④小規模な修繕等（30万円未満）

- ⑤利用者の安全管理に関する業務
- ⑥施設広報に関する業務
- ⑦要望や苦情、トラブル等への対応
- ⑧駐車場の管理
- ⑨観光案内等各種問い合わせへの対応
- (2) 川の駅使用許可、利用料金の徴収等に関する業務
 - ①施設使用許可等に関する業務
 - ②利用料金の決定及び徴収に関する業務
- (3) 川の駅施設運営に関する業務
 - ①河川及び舟運に関する展示及び説明に関する業務
 - ②河川を利用した学習、アウトドア活動、スポーツ、遊び等の場の提供に関する業務
 - ③観光情報及び地域情報の発信に関する業務
 - ④市民及び来訪者の交流の促進に関する業務
 - ⑤マルシェ等賑わい創出事業の場の提供に関する事業
 - ⑥利用者アンケート等モニタリングの実施
- (4) 川の駅を活用して実施する事業
 - ①水辺アクティビティ体験事業（必須事業）
 - ②環境学習・自然体験学習事業
 - ③その他にぎわい創出に係る事業
- (5) その他、別添仕様書に定めるとおり。

8【指定管理料】

川の駅の運営に係る経費として亀岡市は、指定管理者に対して指定管理料を支払います。指定管理料の想定上限額は次のとおりです。

令和8年度～令和11年度： 16,400 千円

各年度の設定目安金額は以下のとおりです。

令和8年度	4,100 千円
令和9年度	4,100 千円
令和10年度	4,100 千円
令和11年度	4,100 千円

※応募される団体は、この上限額以下の金額で指定管理料を提案してください。

なお、選定にあたっては、提案のあった指定管理料も評価の対象となります。

※指定管理料は、申請の際に提出された収支予算書（別添様式3）及び実際の

施設利用状況等を基に会計年度（４月１日から翌年３月３１日）ごとに亀岡市の予算の範囲内で、亀岡市と指定管理者が協議を行い年度協定により決定します。

９【利用料金】

指定管理者は、川の駅の施設利用料金を収入として収受することとします。指定管理者は施設の利用料金を事業の充実のために使用することができます。

指定管理者が利用料金を定めるにあたっては、条例で定められた範囲内で、市長の承諾を得ることが必要であり、指定管理者が完全に自由な形で利用料金を決定することはできません。

１０【指定の期間】

原則として、令和８年４月１日から令和１２年３月３１日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認める場合は、指定を取り消すことがあります。

１１【申請書類】

- (１) 亀岡市公の施設の指定管理者指定申請書 (別記様式)
- (２) 添付書類 (各 12 部提出してください。)
 - ①川の駅・亀岡水辺公園事業計画書 (別添様式 2)
 - ②川の駅・亀岡水辺公園管理業務の収支予算書 (別添様式 3)
 - ※金額には消費税を含め、年度ごとに作成してください。
 - ※消費税は 10%として収入・支出を積算してください。
 - ③定款、寄付行為、規約等の写し
 - ④法人にあっては、登記簿の「現在事項全部証明書」(発行日から 3 カ月以内のもの)
 - ⑤活動実績及び経営状況を記載した書類 (団体における事業報告書
その他団体の業務の内容を明らかにする書類及び貸借対照表、収支
決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類)
- (３) 納税証明書 (発行日から 3 カ月以内のもので、国、都道府県、市町村等納税義務のあるもの全て)
- (４) 団体役員名簿 役職、氏名(フリガナ)、性別、住所、生年月日を記したもの (別添様式 5)
- (５) 河川アクティビティ等、川での活動実績を有する者であることが確認できる資料等
- (６) 他の公共施設の管理実績がある場合は、その施設の管理実績がわかる

資料等

※ (1) ～ (6) をセットしたものを 12 部提出してください。

※ (1)、(2) - ④、(3) は、12 部のうち原本 1 部、写し 11 部としてください。

1 2 【現地説明会の開催】

現地説明会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、団体等の名称及び参加する方の氏名を令和 7 年 7 月 8 日（火）正午までに連絡してください。

(1) 開催日時 令和 7 年 7 月 9 日（水）午前 10 時から 1 時間程度

(2) 開催場所 川の駅・亀岡水辺公園

1 3 【質問書の受付】

(1) 受付期間 令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 5 時まで（休日を除く）

(2) 提出方法 川の駅・亀岡水辺公園管理業務に関する質問書（別紙様式 4）に記入のうえ、郵送又は持参してください。

(3) 提出先 亀岡市 産業観光部 商工観光課（市役所 3 階 5 番窓口）
〒621-8501 亀岡市安町野々神 8 番地
電話 0771-25-5034（直通）

(4) 回答方法 質問事項に関する回答は、令和 7 年 7 月 22 日（火）から 7 月 29 日（火）までの間に亀岡市ホームページ及び提出先窓口で一括して公表します。

1 4 【選定結果】

選定結果は、各応募者へ文書で通知します。

1 5 【添付資料・様式】

- | | |
|---------------------------|---------------|
| (1) 亀岡市公の施設の指定管理者指定申請書 | (別記様式のとおり) |
| (2) 川の駅・亀岡水辺公園事業計画書 | (別添様式 2 のとおり) |
| (3) 川の駅・亀岡水辺公園管理業務の収支予算書 | (別添様式 3 のとおり) |
| (4) 川の駅・亀岡水辺公園管理運営に関する質問書 | (別添様式 4 のとおり) |
| (5) 団体役員名簿 | (別添様式 5 のとおり) |
| (6) 川の駅・亀岡水辺公園指定管理業務仕様書 | (別添のとおり) |

1 6 【申請に関する留意事項】

(1) 申請書は 1 団体につき 1 つとします。

- (2) 提出書類は A4 版で提出してください。
- (3) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。なお、指定管理者の指定について、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても準備のため支出した費用については補償しません。
- (4) 提出された書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません。ただし、この書類は、亀岡市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるため、請求により開示することがあります。
- (5) 市が公表した文書を除き、申請書類作成等のため市が配布した資料を公表することはできません。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは失格とします。
- (7) 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製することがあります。
- (8) 応募にあたっては、提出いただいた団体役員名簿を、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行動を行う者であるかを確認するために使用することに、同意があったものとみなします。
- (9) 申請内容の聞き取りのため、令和 7 年 10 月に開催を予定する「亀岡市公の施設の指定管理者選定委員会」に出席いただく場合があります。
- (10) 桂川舟運歴史体験・展示施設は京都府の施設であるため、京都府議会(令和 8 年 2 月議会)にて同施設の無償貸付について、承認を得られた場合に、正式に指定管理者への委託が決定となります。

1 7 【問い合わせ先】

亀岡市 産業観光部 商工観光課 観光振興係 担当者 松浦、浅田
電話 0771-25-5034 (直通)